

令和５年度第１回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和５年度第１回津市公契約審議会
2 開催日時	令和６年２月１３日（火） 午後１時３０から午後２時３０分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 ４階庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌（会長）、藤村 真彦（副会長）、田邊 三郎、 橋本 正治、村山 篤、山口 登 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課長 川出浩也 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 高津陽介 調達契約課物品調達契約担当副主幹 横山貴之 調達契約課工事契約担当副主幹 井原崇視 調達契約課物品調達契約担当主査 福岡捷太郎
5 内容	(1) 報告事項 (2) 審議事項
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂
きまして、誠にありがとうございます。

令和５年度第１回津市公契約審議会を開催させていただきます。そ
れでは開会に当たりまして総務部長より一言挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは西川会長、議長として以後の会議の進行をお願いいたしま
す。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中をお集まりいただき、御苦労様で
す。活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたし
ます。

それでは、議事を進めてまいります。

事項１「報告事項 労働報酬下限額の運用状況について」事務局に

説明を求めます。

事務局

＜概要＞

・業務委託

対象案件は80件で、労働状況台帳提出対象月が10月までの案件について、全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認したが、単純労務に従事する労働者の報酬は労働報酬下限額に近い水準となる傾向があった。

・指定管理

令和5年度は対象案件に該当するものはなかった。

・工事

令和5年度の対象案件は7件、令和4年度以前に試行案件として契約した工事で令和5年度以降に履行が完了する案件が15件あり、労働状況台帳提出対象月が10月までの案件について、全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認したが、一般労働者については労働報酬下限額を大きく上回る労働報酬の労働者が多い一方で、交通誘導警備員については労働報酬下限額と同額又はそれを少し上回る水準の報酬の労働者が多く見られた。

会長

分かりました。それでは、令和5年度労働報酬下限額の運用状況について、何かご意見・ご質問はありませんか。

委員

各労働者の経験年数は把握されていますか。全労働者のうち、未熟練の労働者がどのくらいの割合なのかを知りたいのですが。

事務局

大まかな年齢については把握していますが、経験年数については把握していません。工事関係の労働者の年齢を見ると40代以上の労働者が多く、20代や30代の労働者は少ない状況でした。ただし、年齢が高くても最近転職して経験は少ないという場合も考えられるので、年齢＝経験年数とは限らないと考えています。

委員

指定管理協定は、令和5年度は対象案件がなかったということですが、指定管理協定は基本的には複数年度に渡るものなのでしょうか。

事務局

3年間又は5年間の協定が多いです。本市では、新規の協定の件数は毎年度同じくらいの件数があるわけではなく、多い年度と少ない年度があり、今年度は該当する協定がなかったということです。

会長

ほかにございませんか。なければ続いて「事項2 審議事項 【諮問】 令和6年度労働報酬下限額について」事務局に説明を求めます。

事務局

<概要>

(1) 令和6年度労働報酬下限額設定の前提

・津市職員の給与額

令和5年の人事院勧告を尊重し、高卒初任給の月額を158,900円から170,900円(7.6%増)に引き上げた。時給換算では1,073円から1,150円(7.2%増)の引上げとなる。

・社会情勢の変化

円安の進行により、商品やサービスの値上がりが続く一方、労働者の実質的な賃金も上昇傾向にある。

・地域別最低賃金(三重県)の動向

地域別最低賃金(三重県)は令和5年度は、前年度比較で約4.3%上昇したことから、令和6年度の三重県における地域別最低賃金は、973円から令和5年度と同程度の上昇率で上昇した場合、1,015円程度になるものと想定する。

・令和5年度労働報酬下限額の運用における労働報酬の状況

令和5年4～10月の労働状況台帳における労働報酬の状況として、令和5年度労働報酬下限額(973円)から津市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額(1,150円)までの報酬が支払われている労働者の1時間当たりの平均額は、約1,040円であった。

上記を勘案し、令和6年度労働報酬下限額は現在の977円から引上げが必要であると考ええる。

(2) 令和6年度労働報酬下限額(案)

令和6年度の労働報酬下限額についても、令和5年度と同様の考えで設定することが妥当であると考ええる。

津市行政職職員高卒初任給の1時間当たりの給与額(1,150円)に乗じる掛率を令和5年度と同様91%とすると、令和6年度の労働報酬下限額は、約1,047円となることから、令和6年度の労働報酬下限額は1,047円が妥当である。

なお、令和5年度の労働報酬下限額(977円)に本市職員高卒初任給の伸び率(7.2%)を乗じると約1,047円になる。

会長

分かりました。それでは令和6年度労働報酬下限額について、何かご意見、ご質問はありませんか。

委員

令和6年度は最低賃金と労働報酬下限額の差がある程度開く見込みですが、令和5年度以前は僅差となっています。令和6年度は最低賃金が労働報酬下限額を逆転することは無いかと思いますが、万一逆転した場合は労働報酬下限額の見直しを行うのでしょうか。

事務局

令和3年度に逆転が起こってしまったことを踏まえ、逆転が起こらないような労働報酬下限額の設定を行うことが重要だと考えますが、

万一逆転が起こった場合は、労働報酬下限額は最低賃金と同額になります。

委員 労働報酬の分布の資料を見ますと、1,047円未満の労働者がかなりいることがわかりました。1,047円未満の方はほとんどが警備員になるかと思いますが、来年度に労働報酬下限額を1,047円に設定すると大幅な賃上げになります。職員の賃金が7%上がるからといって労働報酬下限額を7%上げると民間事業者は耐えられるのかという点が懸念されますが、この点についてはどのようにお考えですか。

事務局 津市の労働報酬下限額は、他の自治体、特に関東の自治体に比べて低く、毎年10月に逆転されるかどうかギリギリの状況が続いていましたので、これまでどおり高卒初任給を勘案して一定の率を乗じて算出したもので、今までよりも上げ幅は大きくなっています。

委員 人事院勧告や民間給与を考慮されているのはわかりますが、関東の自治体と同じように上げるということは妥当なのでしょうか。

事務局 来年度の最低賃金が今年度と同じ上昇率だとすると1,015円程度となりますが、少なくともその金額以上に設定しないと労働報酬下限額が逆転される可能性が高くなります。このような状況の中で、高卒初任給の伸びを勘案して1,047円という金額を提案いたしました。委員の御意見のとおり、事業者負担は増えることは理解していますが、最低賃金自体が大きく伸びることを想定した上でのこの金額を提案いたしました。

委員 事務局案のように最低賃金に先んじて労働報酬下限額を設定する方法もあるかと思いますが、最低賃金が上がってから労働報酬下限額を設定する方法もあるのではと感じました。

話は少し変わりますが、工事というよりは業務委託に該当するのではないかと思います。交通誘導警備員は工事の結果に含めるよりは業務委託の方に含めた方がわかりやすいかという印象を持ちました。

会長 委員の見解としては、今回の引上げ額が大きすぎるということでしょうか。

委員 市の職員の給与を基準とすると、給与の上昇率と最低賃金の上昇率が一致しない場合などで何らかの不都合が生じるのではないかと、労働報酬の分布から1,047円未満の労働者が多くいることがわかりますが、その労働者の賃金を来年度は1,047円まで引き上げなければならず、事業者の負担となるのではないかと懸念しています。

- 会長 来年度は最低賃金がどのくらいになるのかを予想するのが難しいですが、報道などを見る限りは賃金が上がりそうな情勢に思います。こういった社会情勢を勘案すると労働報酬下限額の引き上げ額を大きくするという案について妥当性があるようにも思えます。また、民間事業者としては大幅な賃上げは負担になるかと思いますが、負担分は入札価格に上乗せされるのではないのでしょうか。
- 委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。
- 委員 工事の現場では設計金額が1万円となっても、労働者に2万円の賃金を支払って人を集める場合もあります。
- 委員 最低賃金の上昇分を見込んだ事務局案は妥当だと思います。また、同じ労働者であるのに、警備員のみを別に扱う必要はないと思います。
- 委員 最低賃金が逆転した場合は自動的に労働報酬下限額も上がるような設定はできないのでしょうか。
- 事務局 最低賃金が上がった場合、労働報酬下限額は最低賃金と同額となる取扱いとなっています。
- 事務局 労働報酬下限額が最低賃金と同額になってしまうという状況は、賃金条項を設定した条例の目的を達成したとは言い難いと考えます。一方、社会情勢がどうなるかがわからない中で適切な労働報酬下限額を設定することは非常に難しく、労働報酬下限額と最低賃金との乖離が大きいと事業者の負担が大きくなります。工事の場合、工事の発注件数が減少傾向にある中で、事業者は最低制限価格を狙って入札するという状況が続いており、しかも津市の最低制限価格の算式は最新の公契連モデルの1つ前のものを使用しているため、最新モデルを使用する場合に比べて落札率が低くなっています。この算式を最新モデルに変更し、落札率を上げることにより事業者負担を減らすことも、労働報酬下限額の引上げと併せて考えています。
- 委員 複数年度に渡る契約の労働報酬下限額の取り扱いについて教えてください。
- 事務局 複数年度に渡る契約の場合は、契約した年度の労働報酬下限額を翌年度以降も継続して適用します。
- 事務局 翌年度以降に最低賃金が労働報酬下限額を逆転した場合は、逆転時以降の労働報酬下限額は最低賃金と同額になります。
- 事務局 公告や指名を行う時点で事業者には労働報酬下限額を示す必要があるのでこのような取り扱いを行っています。契約期間が長ければ長

いほど逆転の可能性は高くなります。

会長 御意見いろいろ出ましたが、今の社会情勢を勘案すると令和6年度労働報酬下限額は、事務局案は妥当な気がします、事務局案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、御異議ございませんので、令和6年度労働報酬下限額は事務局案のとおり1,047円として答申したいと思います。

 なお、答申書の作成については、私と事務局で調整させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

会長 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

 「事項3 その他」について、何かありますか。

 事務局側からは特にありません。

委員 総合評価落札方式の工事で、低入札価格調査の対象となったものは労働報酬下限額の対象とのことですが、1億5,000万円未満の案件で該当するものはありますか。

事務局 令和4年度契約締結の工事で、1件ございます。

委員 今は1億5,000万円以上の工事が対象となっていますが、今後1億円以上というように引き下げる考えはありますか。

事務局 現時点で1億5,000万円を引き下げる予定というのはありませんが、総合評価落札方式による発注を増やしていく予定ですので、結果的に増えることとなると考えています。今後、1億5,000万円未満で労働報酬下限額の対象となった案件の結果を見ながら引き下げるかどうかということについては検討したいと思います。

会長 ほかに何かございますか。

委員 参考ですが、三重労働局が発表している令和5年3月卒の初任給の金額ですが、建設業の場合、津市は初任給の平均は、高卒は17万8千円で、短大卒は20万円、大卒は23万円です。三重県全体だと19万円、20万3千円、21万5千円と若干高くなっており、津市より若干高くなっています。なお、この金額には定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含んでいません。この金額も今後労

働報酬下限額を設定する際の参考にしていいただければと思います。

会長

ほかに何かございますか。

特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

それでは、議事を終了し、事務局に進行をお返しいたします。

事務局

会長、委員の皆様、本当に長時間にわたる熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

今後も公契約条例の適切な運用に努めますので、委員の皆様には引き続き御指導いただきますようお願いいたします。